



# 日本共産党 市議会報告



2015年1月12日第1314号  
【発行】  
日本共産党浦安市議団  
市役所内控室(議会棟1階)  
☎&FAX (350)1243

子育ても老後も安心  
住み続けたい浦安を



市議会議員  
元木美奈子

入船 4-37-14  
☎355-8526  
minamonton@  
jcom.home.ne.jp



市議会議員  
美崎 麻里

北栄 2-3-16-203  
☎354-9269  
m5mise@jcom.  
home.ne.jp

## 教育委員 会制度

# 政治介入を可能にする仕組みの導入 新教育長の暴走に歯止めを！

### 浦安市の教育委員

教育委員長	小比類巻 勲
委員長職務代理	川端 秀仁
教育委員	西脇 保幸
教育委員	宮澤 ミシェル
教育長	黒田 江美子

現在の教育長の任期が終了したときに  
法改正にもとづく体制となる。  
黒田教育長の任期は、今年7月31日まで。

安倍政権は教育委員会制度  
そのものを廃止し、首長主導の  
教育行政への転換をねらいま  
した。しかし、広範な人々の反  
対によって廃止は見送られ、制  
度を残したうえで首長の関与  
などを強める法「改正」が行わ  
れました。

### あらたに加わった 3つのしくみ

昨年6月、地方教育行政法が改悪され、半世紀ぶりに教育  
委員会制度が変わることになります。  
日本共産党は12月議会で、浦安市は法改正をどのように受  
け止めているのか、今後、教育委員会制度をどのように見直し  
するのか、市の姿勢と対応について質問しました。

具体的には

- ① 首長任命の新教育長
  - ② 首長の教育大綱決定権
  - ③ 総合教育会議の新設
- の3つの仕組みが加わりました。

法改悪で加わった3つの仕  
組みは、教育委員会の独立性、  
自主性を奪う狙いがあり、首  
長主導型の教育行政への転換  
をすすめるしくみです。

## 新教育長の 権限の強大化

現在の教育委員会は、原則  
として5人の教育委員の中か  
ら教育委員会事務局を統括す  
る教育長と教育委員会を代表  
する教育委員長を選任し、教  
育長に対して、教育委員会が  
指揮監督する権限を持ってい  
ます。

ところが法改悪によって、  
教育長と教育委員長の職を兼

## 新教育長と教育委員会 根本的権限はどちらに？



ねる新たな教育長が設けら  
れ、新教育長は首長が任命し、  
任期は3年（現行は4年）に  
改め、教育委員会による教育  
長への指揮監督権限もなくな  
ります。

これでは、教育長の権限は  
強大化し、首長の意を受けて  
教育委員会を支配する役割に  
変質し、首長と教育長が一体  
になって、自治体の教育行政  
を取り仕切ることになりま  
す。

日本共産党は「教育委員会  
制度は残された、教育委員の  
集まりである教育委員会が教  
育行政の最高意思決定機関で  
あるということは、これまで  
と変わらないと考えられる」  
と指摘したうえで、「新教育長  
と教育委員会のどちらに根本  
的権限があるのか」と質問し  
ました。

「教育委員会が引き続き責任と権限で執行していく」  
—教育総務部長

教育総務部長は「教育委員会は執行機関としての位置づけは維持されており、職務権限は変更されないことから、教育委員会が引き続き、責任と権限で執行していくことになる」と答えました。

### 「教育委員による チエック機能強化を」

国会審議の場では、法案に賛成の参考人などからも懸念の声が聞かれ、日本共産党の国会議員の論戦などを通じて、合議制執行機関としての教育委員会が残った以上、新教育長は首長の部下ではなく、教育長単独の判断で何でもできるわけでもないことが明らかになりました。

こうした経過をふまえて、国は自治体に次のような留意事項を通知せざるを得ませんでした。



## 教育委員は意思決定を行う責任者

【2014年7月17日付=文科省通知】  
改正後においても、教育委員会は合議制の執行機関であるため、その意思決定は教育長および委員による会議において、出席者の多数決によって決せられるもの

### チエック事項を 具体的にせよ！

日本共産党は「現状では教育長が専門的知識や情報の圧倒的優位性のもと、教育委員会を形骸化させる実態がある、法改正で教育委員長がいなくなり、その権限が教育長に吸収される、教育委員たちが教育長を罷免できる権限も奪われ、新教育長の暴走への歯止めが一層必要である」と指摘し、「教育委員会の委員による教育長に対するチエック機能の強化」を求めました。

教育総務部長は「本市の会

## 教育委員会制度はなぜできたの？

安倍首相は、2011年10月に大津市で中学2年生の生徒が自宅マンションから飛び降りて自殺した事件における教育委員会の対応の悪さを利用して、教育委員会制度そのものの廃止を提起しました。しかし、立場の違いを超えて廃止案には広範な人々が反対を表明し、合議制の執行機関としての教育委員会が残されました。

教育委員会制度は、戦前の教育行政が国家を頂点とした中央集権制度のもとにおかれ、教育勅語を中心に国民は天皇の家来、天皇のために命を投げ出すのが最高の道徳と子どもたちに教え、国民を戦争に駆り立てました。この戦前の歴史を反省して、戦後、教育行政は中央政府にではなく地方自治の下におくことにし、教育が政治的党派の利害で左右されてはならないものであるため、教育行政は首長から独立させました。いまでは住民選挙ではなく、議会の同意を得て首長が選任する形にかえられましたが、教育委員会は首長と対等な行政組織です。

議規則ですでに規定されているものもある」と答え「法の趣旨に沿って対応してまいります、具体的なチエック項目は明らかにしませんでした。

